

## 補正情報

2025年2月2日

既に講座内でもお知らせしていますが、宅建業法の改正により、国土交通大臣への届出及び免許換えの申請について、都道府県知事を経由して行う制度が廃止されました（改正後は、国土交通省の地方整備局への届出または申請となります。）。これに伴いテキストから下記の4箇所のマーカー部分の記述を削除してください。お手数をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。

記

宅建基本テキスト 宅建業法 P33

### (4) 届出手続き

- ① 都道府県知事免許の宅建業者の場合  
免許権者である都道府県知事に直接届出。
- ② 国土交通大臣免許の宅建業者の場合  
主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、国土交通大臣へ届出（法78条の3第1項）。

宅建基本テキスト 宅建業法 P34

### (3) 免許換えの手続き

- ① 都道府県知事免許への免許換えの場合  
新たな免許権者となる都道府県知事に直接申請。
- ② 国土交通大臣免許への免許換えの場合  
主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、国土交通大臣へ申請（法78条の3第1項）。

(4) 届出手続き

- ① 都道府県知事免許の宅建業者の場合  
免許権者である都道府県知事に直接届出。
- ② 国土交通大臣免許の宅建業者の場合  
主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、国土交通大臣へ届出（法 78 条の 3 第 1 項）。

③ 届出手続き

- 都道府県知事への届出  
都道府県知事に直接届出。
- 国土交通大臣への届出  
案内所等の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、国土交通大臣へ届出（法 78 条の 3 第 2 項）。

タキザワ宅建予備校  
講師 瀧澤 宏之